

令和8年（2026年）6月1日より入院時の食事負担額が変更となります

群馬県立精神医療センター

今般の食事費の高騰の影響等を踏まえ、診療報酬改定により入院時食事療養費の費用(入院中の食事代)に関する改定がありました。これに伴い、患者様に御負担いただく金額が下記のとおり変更となります。

入院時の食事に係る標準負担額(1食につき)

70歳未満	70歳以上	標準負担額(1食当たり)(1日3食を限度)
一般	一般	510円→550円
低所得者(住民税非課税)	低所得者Ⅱ(※1)	過去1年間の入院期間が90日以内 240円→270円
		過去1年間の入院期間が90日超 190円→220円
該当なし	低所得者Ⅰ(※2)	110円→130円

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外のもの

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となるもの
あるいは、老齢福祉年金受給権者